平成２３年（再イ）第３４号

山口県下関市筋川町６番10号

再生債務者　吉松　政明

1　決議に付する再生計画案　平成24年５月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月１日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月１日まで

平成24年５月11日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２３年（再イ）第２４号

福岡県飯塚市赤坂859番地６

再生債務者　野上　敏彦

1　決議に付する再生計画案　平成24年４月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月１日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月１日まで

平成24年５月11日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２号

青森県八戸市長者４丁目６番９号　カサセレーナＢ―101

再生債務者　河原　範之

1　決議に付する再生計画案　平成24年５月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月15日まで

平成24年５月11日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第８１号

岡山県倉敷市児島小川９丁目７番31号

再生債務者　森田　　忠

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成24年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。

平成24年５月11日

岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第９８号

富山県高岡市太田100番地

再生債務者　森　久美子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年３月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月11日　富山地方裁判所高岡支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１３７８号

東京都足立区加賀２－６―17

再生債務者　黒沼　仁志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年５月10日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４１号

大阪府東大阪市若江南町４丁目２番39号

再生債務者　深谷　　徹

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年５月10日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号

千葉県船橋市栄町１丁目22番35号

再生債務者　佐藤　　学

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月27日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１０号

札幌市北区新琴似１条９丁目２番11号　コルメコティア１号

再生債務者　武内　　歩

1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月22日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号

高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅W－６号

再生債務者　西村久美子

1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月８日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月15日から平成24年６月29日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第１００１１号

神奈川県横浜市都筑区大丸16―15―301

再生債務者　松原　昭重

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成24年５月10日

東京地方裁判所民事第20部

厚生年金基金変更公告

三井不動産販売厚生年金基金の名称に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。

1．新名称　三井不動産リアルティ厚生年金基金

2．旧名称　三井不動産販売厚生年金基金

3．変更年月日　平成24年４月１日

平成 24 年５月 21 日

三井不動産リアルティ厚生年金基金

解散公告

左記会社は効力発生日を平成二十四年七月一日として合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年六月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十七日

掲載頁　一七五頁（号外第一二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十一日

掲載頁　七十三頁（号外第八十四号）

ただし、平成二十四年四月二十日付官報に訂正公告を掲載しています。

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

掲載頁　一一七頁（号外第一四三号）

平成二十四年五月二十一日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目一四番九号

（甲）テルウェル東日本株式会社

代表取締役　中山　　進

仙台市宮城野区榴岡四丁目二番八号

（乙）テルウェル東北株式会社

代表取締役　中山　　進

札幌市中央区北四条西二六丁目一番地

（丙）テルウェル北海道株式会社

代表取締役　中島　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙ともに）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月二日

掲載頁　六十二頁（号外第九十九号）

平成二十四年五月二十一日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号　（甲）株式会社ホームリーダー

代表取締役　菅原　　修

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号

（乙）株式会社コスモ管理サービス

代表取締役　倉島　正昭